

## 中之条町工業用木炭製造・販売に関する調査、実施計画策定業務委託仕様書

### 1 業務名

中之条町工業用木炭製造・販売の調査、実施計画策定業務

### 2 業務目的

本業務は、中之条町における森林資源を有効活用し、森林事業に係る雇用の増加を達成するための手段として工業用木炭の製造および販売を行う事業の実現性の調査、分析そして次年度以降の計画策定を行うものである。

### 3 業務内容

工業用木炭を製造・販売していくことの可能性を調査・分析し、次年度以降の計画策定を行っていくうえで必要な以下の業務について、総合的な支援を行うものとする。

#### (1) 工業用木炭製造・販売事業の実現性の調査・分析および計画策定

##### ①調査・分析

##### ア) 製鉄・金属加工メーカーにおける工業用木炭の利用状況の調査・分析

工業用木炭を金属加工における還元剤として使用しているメーカーに対して、工業用木炭の利用状況、品質、価格、輸入先などの情報をヒアリングし、国産の工業用木炭を普及させる可能性について調査・分析する。

##### イ) 本町の森林資源の調査

事業が行われるに当たり本町の森林から出すことが出来る資源量、木を山から出すに当たって必要となるヒト、モノ、カネの量、木を山から出すに当たって活用できる補助金などを調査する。

##### エ) 木炭製造に関する調査

木炭製造に適切な窯、木炭を製造するに当たり必要な人材、木炭製造過程で必要な燃料、製造コストなどの必要な情報を収集し分析する。

##### オ) 事業全般のマネジメントに係る調査

町、森林従事者、消費者である製鉄・金属加工メーカーといった関係当事者の中で、本町の森林資源を山から切り出し、最終的に木炭を供給するまでの事業を持続的に行うための一連のマネジメントシステムについての調査・分析

##### ②実施計画策定

実施計画を策定するに当たっては、町に当該事業について検討組織を立ち上げる予定であり、その検討組織の中で①の調査・分析結果をもとに計画を策定していく。その中で、委託者の知見をもとに計画策定を取りまとめていく。

## (2) 検討組織の運営支援

中之条町において、検討・調整を行う組織を立ち上げる予定であり、必要に応じてその会議資料の作成を行う。

## (3) 報告書及び計画書等冊子の作成・印刷

上記(1)の一連の調査分析結果等をもとに調査報告書ならびに実施計画書のデータ原稿作成及び製本を行う。

## 4 契約期間

契約締結日から平成28年3月25日(金)まで

## 5 成果品及び納入期限

平成28年3月25日(金)

- ・冊子(A4判 カラー印刷)各20部
- ・電子データ(CD-ROM)1枚

※調査分析結果については、随時、中間報告を行うこと。

※必要に応じて概要版の作成を行うものとする。

## 6 その他

- (1) 受託者は、業務着手前に作業方針を提示し、本町の承諾を得ること。
- (2) 受託者は、本業務に関する文献等資料を収集し、十分な調査をすること。
- (3) 受託者は、業務の遂行に際し技術論文等の文献その他の資料や図表、データを引用した場合には、その出典を報告書に明記すること。なお、これらの使用許可は受託者が得るものとし、これを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責を負うこと。
- (4) 受託者は、本業務で調査収集した文献等資料を本町に提出すること。
- (5) 業務に必要な資料の収集に要する証明書・申請書等の交付は、受託者の申請による。
- (6) 受託者は、本業務の処理上知り得た情報等を他人に漏らしてはならない。業務完了後もまた同様とする。
- (7) 本業務の執行等に伴う費用は、本仕様書等に明記のないものであっても、原則として受託者の負担とする。
- (8) 本業務で得られた成果物の著作権及び利用権は、ホームページへの掲載を含め本町に帰属する。
- (9) 本仕様書に明記されていない事項又は業務遂行に関して疑義が生じた場合は、本町担当者との協議のうえ、その指示に従うこと。